

訴訟事件の終了について

下記事件について、平成 29 年 2 月 2 日の口頭弁論期日において原告が請求を放棄したため、本事件は終了した。

記

1 事件名

処分取消請求事件（東京地方裁判所 平成 26 年（行ウ）第 463 号）

2 当事者

原告 区外事業者

被告 中野区

3 訴訟の経過

平成 26 年（2014 年）9 月 19 日 東京地方裁判所に訴えの提起

平成 29 年（2017 年）2 月 2 日 請求の放棄・終了

4 事件の概要

本件は、中野区長が、神奈川県知事が原告に対し介護保険法による指定訪問介護事業及び指定介護予防訪問介護事業の指定を取り消す旨の処分をしたことから、原告に対し同法第 22 条に基づき介護給付費の不正請求に係る返還金及び加算金徴収処分（以下「本件処分」という。）をしたところ、原告は、神奈川県知事の処分が裁量を逸脱又は濫用したもので違法であるとして、その取消し等を求める訴えを提起するとともに、違法な神奈川県知事の処分を基に行った本件処分もまた違法であるとして、その取消しを求めたものである。

5 請求の趣旨

- (1) 処分行政庁が平成 26 年 1 月 30 日付けで原告に対してした介護給付費の不正請求に係る返還金及び加算金徴収処分を取り消す。
- (2) 訴訟費用は被告の負担とする。